

# 笠間市情報公開等審査会

日 時 令和5年6月26日(月) 午後2時

場 所 笠間市役所行政棟3階 3-2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会長あいさつ

4 報告案件

(1) 情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

(2) 笠間市個人情報保護法施行条例の制定について

(3) 行政不服審査法に基づく審査請求について

5 その他

6 閉 会

## (1) 情報公開・個人情報保護制度の運用状況について（令和4年度）

## ① 情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく請求等状況

## 【情報公開条例に基づく請求及び処理状況】（別紙1-1）

公開請求 (申出)	決定の内訳				不服申立
	公開決定	部分公開	非公開	却下	
24件	13件	10件	1件 (不存在1件)	0件	0件

## 【個人情報保護条例に基づく請求及び処理状況】（別紙1-2）

開示請求	決定の内訳			
	開示決定	部分開示	非開示	却下
35件 (24件)	32件 (24件)	1件	2件 (不存在2件)	0件
訂正請求	削除請求	利用中止請求	不服申立	
0件	0件	0件	1件	

※（ ）数は、確定申告書等の開示請求件数。

## ② 審議会等の会議の公開状況（別紙1-3）

令和4年度に開催した審議会等の開催回数	204回
うち公開した回数	49回

③ パブリック・コメント実施一覧

番号	案件名	意見募集期間	担当課	提出意見の公表
1	笠間市議会基本条例(案)	7月14日(木)～8月3日(水) 【21日間】	議会事務局	公表中
2	笠間市個人情報保護法施行条例(案)	12月27日(火)～1月23日(月) 【27日間】	総務課	意見なし
3	第4次男女共同参画計画(案)	1月26日(木)～2月14日(火) 【20日間】	総務課	公表中
4	笠間市一般廃棄物処理基本計画(中間見直し)(案)	1月26日(木)～2月14日(火) 【20日間】	資源循環課	公表中
5	第2次笠間市スポーツ推進計画(案)	2月9日(木)～2月28日(火) 【20日間】	生涯学習課	意見なし
6	笠間市第4次地域福祉計画(案)	2月9日(木)～2月28日(火) 【20日間】	社会福祉課	意見なし
7	笠間市第2次デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画(案)	2月9日(木)～2月28日(火) 【20日間】	デジタル戦略課	公表中

④ 笠間市給水装置台帳及び配水管網図の閲覧等に関する取扱規程に規定する例外規定の運用状況

平成25年8月20日に開催した情報公開等審査会において諮問のあった、「笠間市給水装置台帳及び配水管網図の閲覧等に関する取扱規程」について、同規程第3条第1項第4号に該当するものとして、同意等ある旨の書類なく給水装置台帳を閲覧等させた事例については、令和4年度中においては該当事例がありませんでした。

## 令和4年度審議会等の会議の公開状況一覧

番号	審議会等の名称	所管課名	回数	
1	政治倫理審査会	秘書課	2	非公開①
2	笠間市創生有識者会議	企画政策課	2	公開
3	笠間市空家等対策協議会	企業誘致・移住 推進課	1	非公開②
4	行政改革推進委員会	総務課	3	公開
5	公の施設指定管理者選定審議会	総務課	2	非公開③
6	笠間市情報公開等審査会	総務課	1	公開
7	笠間市男女共同参画審議会	総務課	4	公開
8	防災会議	危機管理課	1	公開
9	交通安全対策協議会	危機管理課	1	公開
10	環境審議会	環境政策課	1	公開
11	かさま環境市民懇談会	環境政策課	1	公開
12	エコフロンティアかさま監視委員会	資源循環課	12	公開
13	民生委員会推薦会	社会福祉課	1	非公開②
14	障害者地域自立支援協議会	社会福祉課	1	非公開②
15	障害者介護給付費等支給に関する審査会	社会福祉課	12	非公開②
16	福祉有償運送運営協議会	社会福祉課	1	非公開②
17	地域包括ケアシステムネットワーク会議	社会福祉課	2	公開
18	要保護児童対策協議会	子ども福祉課	1	非公開⑥
19	笠間市子ども・子育て会議	子ども福祉課	1	非公開⑥
20	地域包括支援センター運営協議会	高齢福祉課	2	公開
21	老人ホーム入所判定委員会	高齢福祉課	2	非公開②
22	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	高齢福祉課	1	公開
23	地域密着型サービス運営委員会	高齢福祉課	2	公開
24	介護認定審査会	高齢福祉課	114	非公開②
25	国民健康保険運営協議会	保険年金課	2	公開

番号	審議会等の名称	所管課名	回数	
26	夜間休日救急診療運営協議会	健康医療政策課	1	非公開④
27	在宅訪問歯科保健事業推進協議会	健康医療政策課	1	非公開②
28	健康づくり推進協議会	健康医療政策課	1	公開
29	笠間市子育て世代包括支援連絡協議会	健康医療政策課	4	非公開②
30	農業振興地域整備促進協議会	農政課	2	非公開②
31	笠間市「人・農地プラン」策定検討会	農政課	1	非公開②
32	都市計画審議会	都市計画課	1	公開
33	水道運営審議会	水道課	1	非公開⑥
34	下水道審議会	下水道課	2	公開
35	教育委員会外部評価委員会	学務課	1	公開
36	笠間市教育支援委員会	学務課	3	非公開②
37	笠間市いじめ調査委員会	学務課	1	公開
38	文化財保護審議会	生涯学習課	4	非公開④
39	資料館運営委員会	生涯学習課	1	公開
40	社会教育委員会	生涯学習課	1	公開
41	スポーツ推進審議会	生涯学習課	3	公開
42	公民館運営審議会	笠間公民館	1	公開
43	図書館協議会	笠間図書館	1	公開
44	子ども読書活動推進委員会	笠間図書館	1	公開

【非公開の理由】

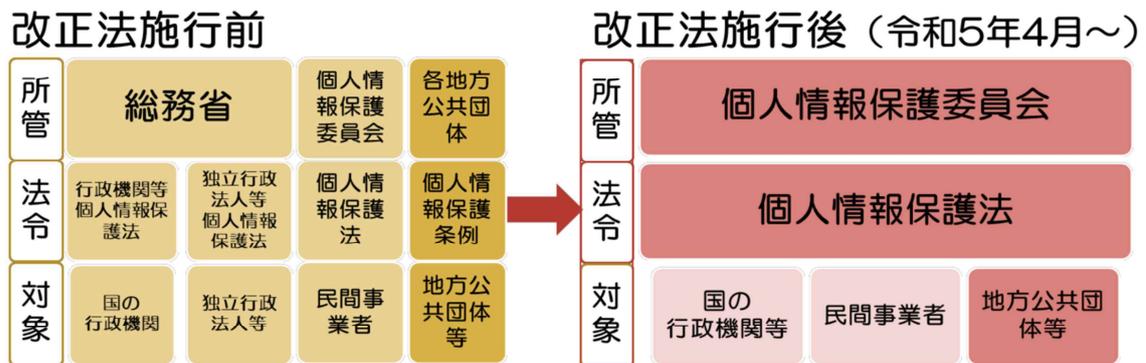
令和4年度に開催した審議会等のうち、「非公開」の理由については、以下のとおりです。

- ① 根拠となる法令等において非公開である旨を定めているため。
- ② 笠間市情報公開条例第8条第1号に該当する情報（個人情報）を含む内容について審議する。
- ③ 笠間市情報公開条例第8条第2号アに該当する情報（法人の利益に関する情報）を含む内容について審議するため。
- ④ 笠間市情報公開条例第8条第3号に該当する情報（公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのあるもの）を含む内容について審議するため。
- ⑤ 審議会等の会議の公開に関する指針第3条第2号（公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合）に該当するため。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面開催としたため。

## (2) 笠間市個人情報保護法施行条例の制定について

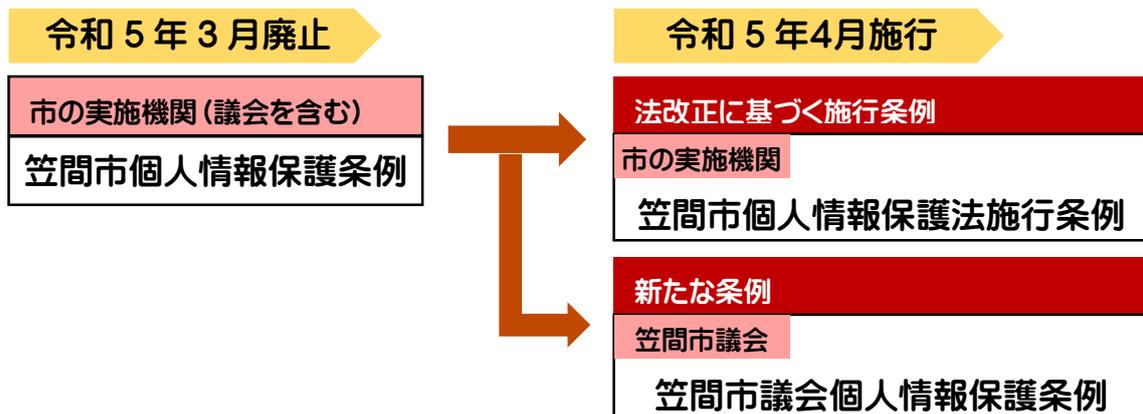
### ① 条例制定の背景

これまで個人情報の保護については、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等がそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いを規定していましたが、デジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、機関ごとの規定の相違によるデータ流通の支障などから、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。あわせて「個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで別々であった個人情報の取扱いに関する規定が一本化されることになり、令和5年4月からは、改正法の規定が全国共通ルールとして適用されることとなりました。



### ② 条例制定の理由

令和5年4月から改正法の規定が地方公共団体等にも直接適用されることから、現在の「笠間市個人情報保護条例」を令和5年3月末で廃止し、改正法を施行するために必要な事項等を定める「笠間市個人情報保護法施行条例」を制定しました。また、改正法では適用を受ける市の機関から議会が除かれているため、議会において「笠間市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しました。



③ 改正法が適用され、取り扱いが変更となる主な事項

改正法の適用内容	現行条例からの変更点
<p><u>(ア)個人情報ファイル簿の作成・公表</u> (改正法第 75 条) 市の実施機関がどのような個人情報を取扱っているかを公表する「個人情報ファイル簿」を作成することを定めている。</p>	<p>現行条例では「保有個人情報取扱事務の届出」を作成しており、請求があった場合は公表している。改正法施行後は「個人情報ファイル簿」に移行し、公表についてはホームページにより閲覧可能とする。</p>
<p><u>(イ)開示請求権</u> (改正法第 76 条) 自己の個人情報の開示請求は、本人が行うことができ、また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人の委任による代理人(委任代理人)が、本人に代わって開示請求を行うことができる。</p>	<p>現行条例では、個人情報の開示請求については、本人または、法定代理人のみが本人に代わって請求可能だが、改正法施行後は、本人の委任による代理人(委任代理人)も請求可能となる。</p>
<p><u>(ウ)行政機関等匿名加工情報の作成・提供</u> (改正法第 109 条、第 110 条、第 111 条、附則第 7 条) 行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないようにした個人情報で、その情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの。行政機関が匿名加工情報を民間の研究機関等に提供することにより、より利便性の高い商品やサービス開発に役立てられることが期待されている。</p>	<p>改正法では、行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定については、都道府県及び政令指定都市は義務化されているのに対し、市区町村は努力義務とされている。導入に当たっては、先行して導入される県等の運用状況や民間事業者のニーズの状況を確認しながら、その運用方法を検討する必要があるため、令和 5 年 4 月の条例施行時の導入は見送る。</p>
<p><u>(エ)開示決定等の期限</u> (改正法第 83 条) 保有個人情報の開示請求があった日の翌日から起算し、開示決定まで 30 日以内、延長する場合は、請求のあった翌日から起算し、最大で 60 日間と規定されているが、開示決定までの期限をより短い期限とする場合に、条例に規定を定めることができる。</p>	<p>現行条例では、保有個人情報の開示請求のあった日の翌日から起算し、開示決定まで 14 日以内(土日を除く)とし、延長する場合は、請求のあった日から開示決定まで最大で 30 日(土日を除く)としているが、改正法のとおり、開示請求があった日の翌日から起算し、開示決定まで 30 日以内、延長する場合は、請求のあった翌日から起算し、最大で 60 日間とする。ただしサービスの低下を防ぐことから、運用内規において、従前どおり受理日の翌日から 14 日以内(土日を除く)の開示に努めることを定める。</p>

#### ④ 改正法の直接適用に伴う笠間市情報公開等審査会条例の改正等

前述のとおり、改正法の規定が地方公共団体等にも直接適用されることに伴い、情報公開等審査会における所掌事務の変更等を定めるため、笠間市情報公開等審査会条例を改正し、令和5年4月1日から施行されました。

#### ○審査会の所掌事務の変更内容（笠間市情報公開等審査会条例抜粋）

現行	変更後
<p>第2条 審査会は、次に掲げる各号の事項について審査し、答申する。</p> <p>(1) 笠間市情報公開条例第18条第1項に規定する審査請求に関すること。</p> <p>(2) 笠間市個人情報保護条例第24条第1項に規定する審査請求に関すること。</p>	<p>第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)笠間市情報公開条例第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(3) 笠間市個人情報保護法施行条例第4条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</p> <p>(4) 笠間市議会の個人情報の保護に関する条例第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</p> <p>(5) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</p>

また、改正法においては、地方公共団体に置く審議会等への諮問について、次ページのように「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」にて示されたことから、今まで諮問を行っていたオンライン結合等の協議については、今後は行わないこととなり、個別の事案について審議会の意見を聞くことが必要となる場合は少なくなると考えられます。

○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（抜粋）

『地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第 129 条）。

「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。

令和 3 年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和 3 年改正法の趣旨に反するものである。』